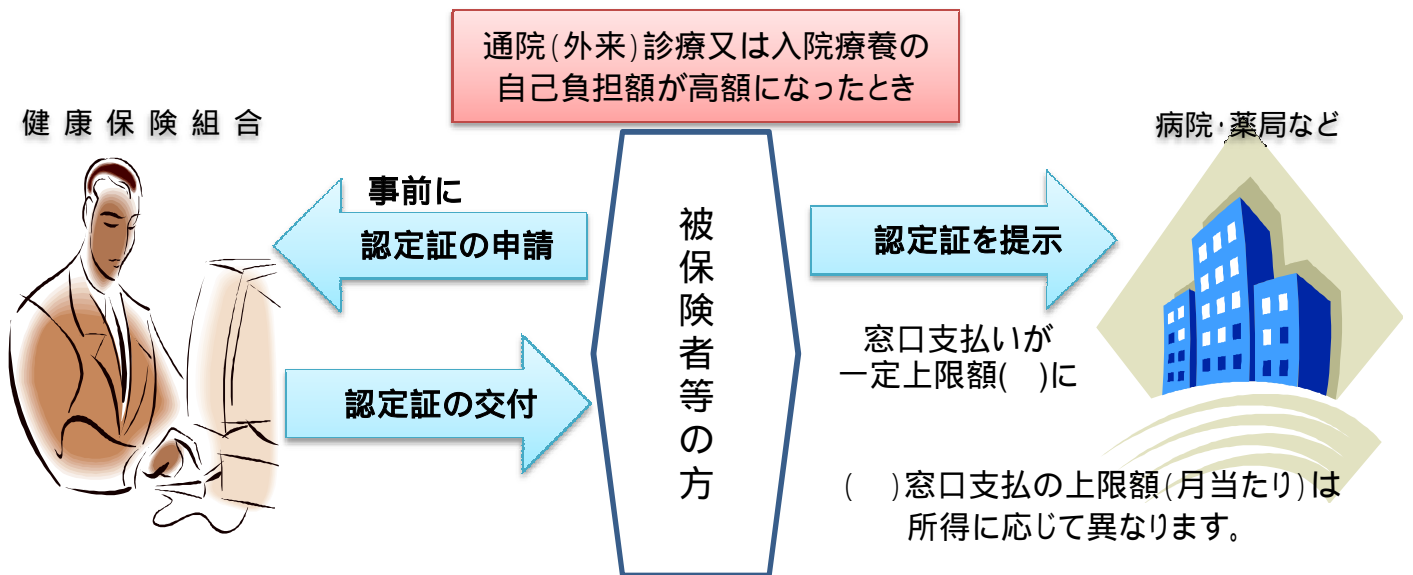


高額な通院(外来)診療を受けるみなさまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば通院診療も
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます



これまでの高額療養費制度では、ひと月の外来診療の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1日からは、同じ医療機関等で受診した場合のみ、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方	当組合へ「限度額適用認定証」の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください

自己負担限度額については、入院の場合と同様です。

(当ホームページの、こんなときどうする? 1. 病気・ケガをしたとき 1-3. 高額な医療費がかかったとき、をご参照ください。)

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

(事後、高額療養費の申請をしていただき、お支払いの窓口負担と限度額との差額を後日健保組合から支給します)